

定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

令和 6 年度に実施した、定額減税しきれない人への調整給付金(当初調整給付金)の支給額に不足が生じた人に、追加で給付を行います。

支給対象者 (令和7年6月2日時点の状況により判定します)

令和7年1月1日時点で本市に住んでいる人で、次の **不足額給付Ⅰ** または **不足額給付Ⅱ** に当てはまる人が支給対象となります(※)。

(※)納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える人や死亡している人は対象外。

不足額給付Ⅰ

令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額などが確定したのちに、本来給付すべき金額と当初調整給付額との間で差額(不足)が生じた人

具体的には次のいずれかに当てはまる人です。

- ・所得税の定額減税可能額(3 万円×減税対象人数)が「令和 6 年分所得税額」を上回る人
- ・個人住民税所得割の定額減税可能額(1 万円×減税対象人数)が「令和 6 年度分個人住民税所得割額」を上回る人

<給付対象者となりうる事例>

事例	不足額給付金算定時の状況
令和6年中に、退職、休職、転職した。	令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった場合
子どもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加した。	「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった場合
令和6年度個人住民税の修正申告をした。	当初調整給付金の算定後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少した場合

不足額給付Ⅱ

次の全ての条件を満たす人

○本人が定額減税対象外

(令和 6 年分所得税及び令和 6 年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ)

○税制度上、「扶養親族」から外れており、扶養親族等として定額減税対象外

○低所得世帯向け給付(※)の対象世帯の世帯主や世帯員に該当していない

(※令和 5 年非課税給付等、令和 6 年非課税化給付等)

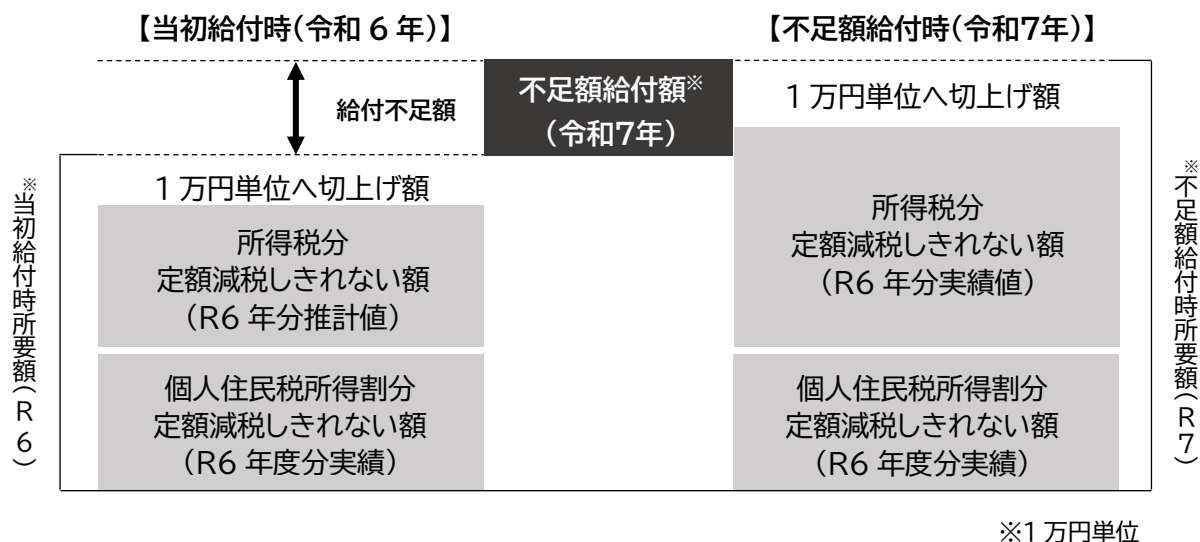
<給付対象者となりうる事例>

青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額 48 万円超の人

給付金額

不足額給付Ⅰ

給付金額＝本来給付すべき額と当初調整給付額との差額



不足額給付Ⅱ

原則4万円(定額) 令和 6 年 1 月 1 日時点で国外居住者であった場合は 3 万円

申請手続

対象と見込まれる人には、「支給のお知らせ」または「支給確認書」をお送りします。
これらの通知は 8 月中旬から順次発送する予定です。

○「支給のお知らせ」が届いた場合 ➡

申請手続きは不要です

給付金の支給日は9月中旬を予定しています。

次のいずれかに当てはまる場合はそれぞれ手続きが必要ですので、令和 7 年 8 月 29 日までに、
米沢市役所定額減税補足給付金推進室(電話 0238-27-8644)までご連絡ください。

- ・不足額給付を受給しない場合 (受給辞退の届出書を送付します)
- ・受取口座を変更する場合 (支給口座登録等の届出書を送付します)
- ・印字されている口座名義が異なる場合 (支給口座登録等の届出書を送付します)
- ・記載内容に大きな違いがある場合 (別途、手続き方法を説明します)

申出期限である令和 7 年 8 月 29 日以前に亡くなられた場合、支給されません。

申請手続

○「支給確認書」が届いた場合 →

手続きが必要です

必要事項を記入し、同封の返信用封筒で確認書を返送してください

給付金の支給日は、市が確認書を受理してから概ね 1 月半となります。

※確認書に不備がある場合は 2 月以上かかる場合があります。

※支給対象者が確認書を提出することなく亡くなられた場合、支給されません。

「通知が届かないが対象者に該当する」と思われる人へ

手続きが必要です。次の(ア)または(イ)の場合に応じて、申請書を提出してください。

(ア)令和 6 年中に他の市区町村や海外から本市に転入され、令和 7 年 1 月 1 日時点で住民登録のあった人で、不足額給付 I の支給要件に該当する人

→「調整給付金(不足額給付金)申請書 I」を提出してください。

(イ)令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額がいずれも 0 円の人、かつ、令和 5 年度又は令和 6 年度の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない人であって【青色事業専従者又は事業専従者】、【合計所得金額が 48 万円超である人】

→一部の人については、給付要件に当てはまるか判別できない場合がありますので(※)、通知が届かない人で、支給対象に該当すると見込まれる場合は、「調整給付金(不足額給付金)申請書 II」を提出してください。

(※)不足額給付 II の給付要件の一つ「低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない」に当てはまるかどうか判別できない場合があります。

- ・申請書の様式は市公式ホームページまたは市役所2階の定額減税(不足額給付)窓口から入手いただけます。
- ・審査、算定の結果、不足額給付の対象となった人には「支給決定通知書」を送付します。
- ・対象とならなかった人には「不支給決定通知書」を送付します。

提出期限

令和7年10月31日(金)まで(消印有効)

※期限までに確認書や申請書の提出がない場合や提出書類の不備が解消されない場合は、不足額給付金の受給を辞退したものとみなします。

提出先

〒992-8501

山形県米沢市金池五丁目 2 番 25 号「米沢市役所定額減税補足給付金推進室」宛

お問い合わせ先

○給付金の申請や支払いに関すること

定額減税補足給付金推進室(市役所 2・3 階)

電話番号:0238-27-8644(直通)

受付時間:平日の午前 9 時から午後 5 時まで

○所得税・個人住民税の額に関すること

税務課市民税担当(市役所 2 階)

電話番号:0238-22-5111(代表)

受付時間:平日の午前8時 30 分から午後 5 時 15 分まで

○メールでのお問い合わせ

定額減税補足給付金推進室

メールアドレス:chosei@city.yonezawa.yamagata.jp

○ウェブページ

定額減税補足給付金(不足額給付)ページ

<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/soshiki/1/1001/9683.html>



市公式ホームページ

定額減税補足給付金(不足額給付)ページ

- ・不足額給付の実施主体は、令和7年度個人住民税課税市町村(賦課期日(令和7年1月1日)時点における住所地)となります。
- ・不足額給付事務処理基準日(令和7年6月2日:不足額給付額算定の基礎となる課税情報を抽出する日)以降に、税額修正等があった場合については、原則として不足額給付金の再算定は行いません。
- ・不足額給付金は、非課税であり差押え禁止の対象となります。